

## タブレット端末持ち帰り時のQ&A

### 持ち帰ることについて

Q1 子どもの意思でタブレット端末を持って帰っても良いですか。

A1 タブレット端末は学習のために使うものです。タブレット端末を持ち帰るかどうかは、先生からの指示に従ってください。

Q2 家庭以外の場所に持って行って良いですか。

A2 先生の指示がある場合を除き、学校・放課後児童クラブ・家庭以外の場所へは持ち出さないでください。それ以外の場所に持って行きたい場合は、先生に相談してください。

### 使い方について

Q1 与えられた課題や先生の指示があったこと以外にタブレット端末を使用しても良いですか。

A1 先生が使用した内容を聞いた時に、学習を目的としたことに使ったと言えるのであれば、指示があったこと以外に使っても構いません。トラブルがあった際や、アカウントの不正利用があった場合は、誰が・いつ・何をしたか調べることができます。

Q2 子どもが不適切なサイトを閲覧したり、SNS を利用しようしたりすることが心配ですが、何らかの対策がされていますか。

A2 タブレット端末には、教育委員会が認めたアプリケーションのみインストールされており、勝手に新たなアプリケーションをインストールすることはできません。また、Web フィルタリングにより、怪しいサイトや不適切な情報を含むサイトは閲覧できないようになっています。

Q3 使用する時間に制限はありますか。

A3 30分に一度は目を休める、寝る30分前より後は使用しない等、使用に当たっては、別紙「東浦町 学校タブレット利用のきまり（家庭学習編）」の内容をよく確認して使用してください。

### 充電について

Q1 家庭で充電するときの費用や通信に必要な費用は自己負担ですか。

A1 自己負担をお願いします。

Q2 家庭で充電をしなければいけませんか。

A2 家庭で充電をお願いします。充電がされていない場合は、朝授業が始まる前などに充電を行うので、充電が不十分な状態や、充電ケーブルをつないだままの状態で授業をする場合があります。

### 故障・破損・無くした場合について

Q1 タブレット端末の故障・破損や動作に不具合が生じた場合はどうしたらよいですか。

Q1 持ち帰っている際に故障・破損・動作不具合が生じた場合は、次の登校日に先生に報告してください。その際、どうしてその状態になったかを聞きますので、分かるようにしておいてください。

使用者(保護者を含む。)に過失がない場合は、家庭での修理費用の負担は不要ですが、タブレット端末を投げたり、踏まれるような場所に置いたり、故意又は重大な過失が認められる場合は、修理費用を保護者負担により弁償していただくことがありますので、取扱いには十分にご注意ください。

修理費用の目安は、タブレット端末本体：約5万円、タブレットケース：約1万5千円、画面フィルム：約2千円、ペン：約2千円、充電器：約3千円です(使えなくなったものと同じものの費用をご負担いただきます。)

Q2 紛失、盗難にあった場合はどうしたらよいですか。

A2 警察及び学校に連絡してください。誤った使用方法により紛失、盗難にあった場合は、使用者の過失とみなし、保護者負担により弁償していただく場合があります。

#### 操作について

Q1 操作方法が分からなくなったらどうしたらよいですか。

A1 次の登校日に先生に報告してください。すぐに学校に連絡する必要はありません。

Q2 画面ロック解除パスコードが分からなくなりました。

A2 間違ったパスコードを何度も入力するとタブレット端末が使えなくなってしまうので、3回間違えてしまった場合は、無理に解除しようとせず、次の登校日に先生に報告してください。

Q3 アカウント名が分からなくなりました。

A3 できない課題はやらず、次の登校日に先生に報告してください。

Q4 子どもが使いやすいように設定を変えても良いですか。

A4 先生や修理や管理をする人が扱いやすいよう、設定の変更は行わないでください。

#### インターネット接続について

Q1 Wi-Fi ルーター等の貸し出しはありますか。

A1 現在のところ教育委員会で用意できるものではありませんので、ご家庭にインターネット環境がない児童生徒へは、オフラインでできる範囲での対応をさせていただきます。

Q2 端末に自宅のSSIDの情報が残らないか心配です。

A2 お子様が自分に貸与されたタブレット端末を使わなくなった時に、タブレット端末の初期化作業を行います。心配な場合は最後に使用した後、各ご家庭で情報の削除をお願いします。